

第7回（平成18年度第1回）
かごしままちづくり会議会次第

○日時：平成18年5月23日（火） 15時00分～

○場所：松元支所3階大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 正副会長選出

4 議 題

- (1) 平成16年度・17年度の開催経過等について（報告）
- (2) 第6回（平成17年度第4回）地域まちづくり会議等における意見等の検討状況について（全市的な事項）（報告）
- (3) 第7回（平成18年度第1回）地域まちづくり会議等の概要について（報告）
- (4) 平成18年度予算について（報告）
- (5) 今後の会議運営について
- (6) その他

5 閉 会

かごしままちづくり会議委員名簿

(平成18年5月23日現在)

職 名 等	氏 名	摘 要
吉田地域まちづくり会議会長	西 園 登	
桜島地域まちづくり会議会長	時 村 悟	
喜入地域まちづくり会議会長	今別府 健 司	
松元地域まちづくり会議会長	四 元 泰 盛	
郡山地域まちづくり会議会長	槐 島 諭	
株式会社山形屋代表取締役会長	岩 元 純 吉	
鹿児島市衛生組織連合会会長	岡 本 阜 八	
鹿児島市生活研究グループ	武 千世子	
日本ガス株式会社専務取締役	津 曲 貞 利	
NPO法人地域サポートよしのねぎぼうず理事長	永 山 恵 子	
鹿児島市教育委員	奈良迫 ミチ子	
南日本出版株式会社取締役	西 みやび	
公募委員	前 田 真 理	
鹿児島大学法文学部教授	宮 廻 甫 允	
公募委員	山 本 敬 生	

第7回（平成18年度第1回）
かごしままちづくり会議資料

〈 資 料 〉

- 資料1 かごしままちづくり会議の概要等
- 資料2 地域まちづくり会議・かごしままちづくり会議
協議経過報告書
- 資料3 地域まちづくり会議について
- 資料4 平成18年度予算のポイント
- 資料5 今後のテーマ、スケジュールについて（案）

〈 参考資料 〉

- 参考1 分野別地域まちづくり会議・かごしままちづくり会議における
意見等の検討状況一覧表（平成17年1月～平成18年3月）
- 参考2 平成18年度当初予算の概要
- 参考3 平成18年度主要事業の概要
- 参考4 新市まちづくり計画
- 参考5 第四次鹿児島市総合計画基本計画－平成17年10月改訂－
（概要版）
- 参考6 第四次鹿児島市総合計画実施計画（平成18年度～20年度）
（概要版）

かごしままちづくり会議の概要等

〈 資 料 〉

	ページ
1 まちづくり推進組織の運営方針について	1～2
2 まちづくり推進組織の概要図	3
3 まちづくり推進組織における協議フロー	4
4 かごしままちづくり会議及び地域まちづくり会議の設置要綱	5～8

まちづくり推進組織の運営方針について

1 まちづくり推進組織の位置づけ

(1) 合併協定項目「まちづくり推進組織の取扱い」の提案説明（第8回合併協議会で提案）

- 鹿児島地区におきましては、法に規定する地域審議会以上に5町の皆様がそれぞれの地域のまちづくりに関して自由闊達に意見や提言を述べることができ、さらに地域審議会の権能にはない新市全体のまちづくりを協議する組織を両方設置をいたしまして、両組織がまちづくりに関する幅広い審議の中から住民の意見を伺っていく方が、法に定める地域審議会よりもより住民に密着したまちづくりが推進できることから、地域審議会を設置をしないという結論になりました。（合併協議会事務局長）

(2) 合併協定項目「まちづくり推進組織の取扱い」の調整方針（第9回合併協議会で確認）

- 1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議（仮称）及びかごしままちづくり会議（仮称）を設置することとし、具体的な事項については、合併時までには1市5町の長が別に協議するものとする。

(3) まちづくり推進組織の概要図（第17回合併協議会で報告）

※ 概要図は3ページのとおり

(4) かごしままちづくり会議の所掌事項（設置要綱第2条）

- ① 合併後の本市のまちづくりについて協議すること。
- ② 地域まちづくり会議からの意見及び提言について協議すること。
- ③ 前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。

※ 設置要綱は5～6ページのとおり

(5) 地域まちづくり会議の所掌事項（設置要綱第2条）

- ① 当該地域のまちづくりについて協議すること。
- ② 当該地域において行われる事務事業について協議すること。
- ③ 前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。

2 まちづくり推進組織の会議運営の考え方

(1) 地域まちづくり会議における意見及び提言の取扱いについては、当該地域の住民、住民自治組織及び各種団体等並びに所管支所が協働して、それぞれ主体的に課題解決に取り組むことを基本とする。

(2) 地域まちづくり会議における意見及び提言で、全市的な見地から協議すべき事項については、かごしままちづくり会議において協議する。

- ① 全市的な見地から協議すべき事項を例示すれば、次のとおり。
 - ・ 当該地域だけでなく他地域との連係を図ることによって、さらに効果的な実施が可能になると考えられる施策（観光、都市農村交流など）
- ② 次のような事項については、かごしままちづくり会議ではなく、各地域まちづくり会議において協議することを原則とする。
 - ・ 当該地域の住民を主たる対象者とする施策

(3) 地域まちづくり会議及びかごしままちづくり会議は、行政当局から諮問された特定の計画に対する答申のとりまとめや、個別事業の実施の可否について審議を行う議決機関ではなく、合併後のまちづくりに関して自由闊達に意見及び提言を述べる協議のための機関とする。

(4) 地域まちづくり会議及びかごしままちづくり会議における意見及び提言については、各会議の事務局においてとりまとめを行い、市の施策に関する事項については、関係部局において施策への反映について検討を行うとともに、当該意見等に係る検討結果等について各会議へ報告するものとする。

3 会議運営にあたっての留意点

(1) 地域まちづくり会議について

- ① 会議における意見及び提言については、所管支所と企画部とが連携して、各地域において協議する事項と全市的に協議する事項等の整理を行い、関係部局との連絡調整を図るべき事項については、所管支所から関係部局へ伝達する。
- ② 会議における意見及び提言で、全市的に協議する事項については、企画部を通じてかごしままちづくり会議へ伝達するとともに、当該地域まちづくり会議の会長は、かごしままちづくり会議の委員として、必要に応じて補足説明を行う。
- ③ 会議における協議事項とすることが適当か否か疑義を生じたときは、鹿児島市の市民参画を推進する条例第7条第2項の規定に準じて判断する。
- ④ 上記により会議の協議事項としない事項を例示すれば、次のとおり。
 - ・ 税及び使用料・手数料等の徴収に関する事項。
 - ・ 法令等により住民の意見聴取手続や実施基準が定められている事項。
 - ・ 職員人事など行政内部事務に関する事項。

(2) かごしままちづくり会議について

- ① 会議における意見及び提言で、関係部局との連絡調整を図るべき事項については、企画部から関係部局へ伝達する。
- ② 会議における協議事項とすることが適当か否か疑義を生じたときの対応は、地域まちづくり会議の例による。

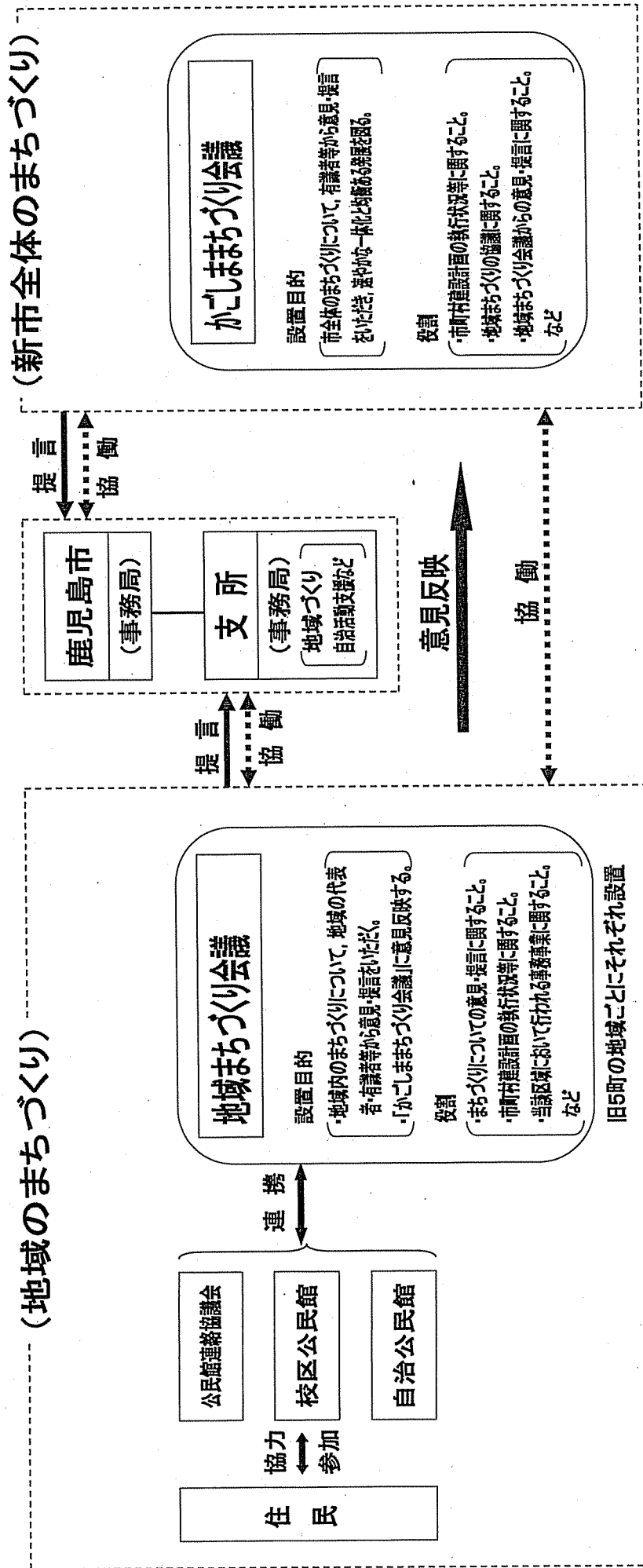
(3) 両まちづくり会議の関係について

- ① 地域まちづくり会議の開催後、会議結果のとりまとめ作業に要する期間を見込んで、概ね2～4週間後にかごしままちづくり会議を開催する。

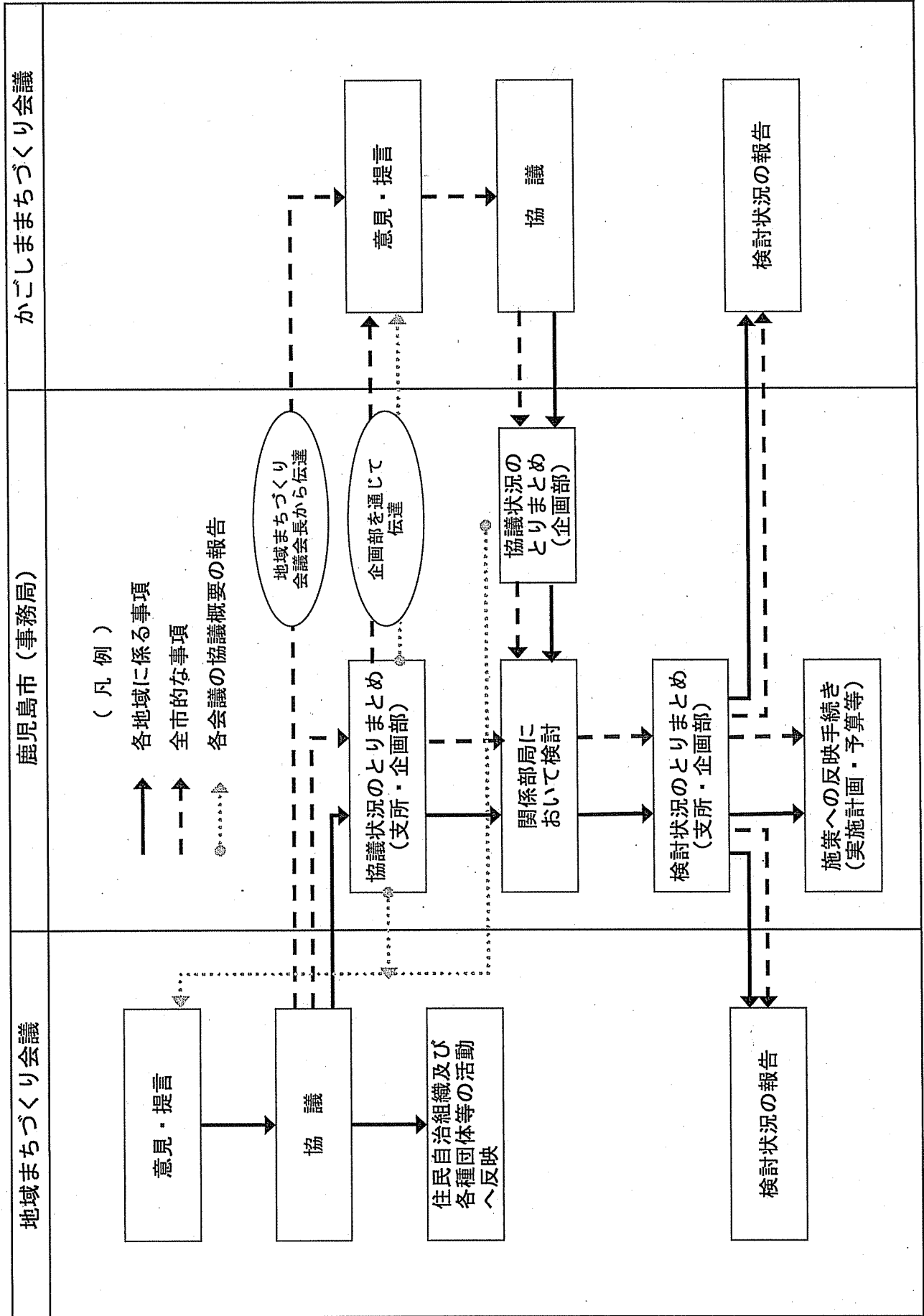
(4) 両まちづくり会議と鹿児島市の市民参画を推進する条例との関係について

- ① 両まちづくり会議は、条例第7条第1項各号に規定する施策を行うものではないことから、条例第14条から第17条までに規定する審議会等には該当しないものとする。
ただし、新市まちづくり計画の変更について、両まちづくり会議に付議する場合は、この限りでない。
- ② 両まちづくり会議における意見等の取扱い並びに会議記録の作成等については、条例第9条、第10条及び第17条の規定に準じて、各会議の事務局が行う。

(まちづくり推進組織の概要図)



まちづくり推進組織における協議フロー



かごしままちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 合併後の本市のまちづくりにおいて速やかな一体化と均衡ある発展を図るため、かごしままちづくり会議を設置する。

(所掌事項)

第2条 かごしままちづくり会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併後の本市のまちづくりについて協議すること。
- (2) 地域まちづくり会議からの意見及び提言について協議すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。

(組織)

第3条 かごしままちづくり会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分ごとに市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域まちづくり会議から選出された者 5人以内
- (2) 各種団体等から選出された者 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 3人以内
- (4) 公募に応じた者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 かごしままちづくり会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、かごしままちづくり会議を代表し、会務を総理し、かごしままちづくり会議の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議の開催回数は、1年度につき5回以内とする。ただし、会長が特に必要があると認めるとき及び次項の規定によるときは、この限りでない。

3 会長は、委員(会長である委員を除く。)の3分の1以上の者から会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 かごしままちづくり会議の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、かごしままちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則(平成16年12月3日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度に委嘱され、又は任命された委員の最初の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 平成16年度に開催する会議の回数は、第6条第2項の規定にかかわらず、2回以内とする。

付 則（平成17年3月31日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

地域まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 合併後の本市のまちづくりにおいて速やかな一体化と均衡ある発展を図るため、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入前に次の各号に掲げる町であった地域（以下「地域」という。）ごとに当該各号に定める地域まちづくり会議を設置する。

- (1) 吉田町 吉田地域まちづくり会議
- (2) 桜島町 桜島地域まちづくり会議
- (3) 喜入町 喜入地域まちづくり会議
- (4) 松元町 松元地域まちづくり会議
- (5) 郡山町 郡山地域まちづくり会議

(所掌事項)

第2条 地域まちづくり会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該地域のまちづくりについて協議すること。
- (2) 当該地域において行われる事務事業について協議すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。

(組織)

第3条 各地域まちづくり会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織から選出された者
- (2) 各種団体等から選出された者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 各地域まちづくり会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、各地域まちづくり会議を代表し、会務を総理し、各地域まちづくり会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議の開催回数は、1年度につき5回以内とする。ただし、会長が特に必要があると認めるとき及び次項の規定によるときは、この限りでない。

3 会長は、委員（会長である委員を除く。）の3分の1以上の者から会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 各地域まちづくり会議の庶務は、当該地域を所管する支所の総務市民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、各地域まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
(平成16年度の任期の特例等)
- 2 平成16年度に委嘱された委員の最初の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 平成16年度に開催する会議の回数は、第6条第2項の規定にかかわらず、2回以内とする。

地域まちづくり会議について

ページ

1. 第6回(平成17年度第4回)地域まちづくり会議等における意見等の検討状況一覧 1
2. 第7回(平成18年度第1回)地域まちづくり会議等について 2~4

第6回（平成17年度第4回）地域まちづくり会議等における意見等の検討状況一覧表

意見等の分類：1 各地域に係る事項、2 全市的な事項、3 その他（質問、所感を含む）
 検討状況の分類：1 既に施策等に盛り込み済みのもの、2 今後施策への反映を検討するもの、3 要望等にそい難いもの、4 市の所管に属さないもの、5 その他

番号	会議名	意見等の概要	意見等の分類	関係部局	意見等に対する検討状況	検討状況の分類
1	郡山	旧5町区域には「裸・楽・良」と同じような温泉施設があるの で、これらの共通利用券を発行して活用を図るとともに各 地域の交流を促進することを検討していただきたい。	2	健康福祉局 経済局 教育委員会	スパランド裸・楽・良は複合施設でかつ特殊公衆浴場であり、他の 温泉施設とは使用料金等が異なるが、利用促進を図るための一 つの方策として、今後、関係部局と連携をとりながら研究してい きたい。 桜島マダム温泉は「スパランド裸・楽・良」とは、施設の内容や料金 設定などに違いがあるが、利便性の向上や利用促進を図る一つ の方策として、今後、市内の公衆浴場や他施設との連携をとりな がら研究していきたい。 松元平野岡体育館の温泉施設は、「スパランド裸・楽・良」の施設 とは、公衆浴場の許可の類型、設置目的、施設の内容、料金設定 などに違いがあることから共通利用券を発行するためには整理す べき点があるものと考えているが、利便性や利用率の向上を図る ための一つの方策として、今後、他施設との連携をとりながら研究 してまいりたいと考えている。	5 2 2

平成18年第1回地域まちづくり会議概要

区分	吉田地域まちづくり会議	桜島地域まちづくり会議	喜入地域まちづくり会議	松元地域まちづくり会議	郡山地域まちづくり会議
3	<p>高速道路のガード下に防犯灯が設置してあるが、どこかの所管になるのか、消えているものがあるのか、早急に対応していただきたい。</p>	<p>県道沿いの通学路に草が生い茂った場所があり、児童クラブの子供たちなどが夕方に徒歩で通る際、見通しが悪く危険である。</p>	<p>以前、浄水場で「旧5町の水道は簡易水道であるから、水道の安全基準が(市とは)異なる」と聞いたことがあるが、現在はどうか。また、多額の予算措置がなされているが、その内容はどのようなものか。</p>	<p>水災予防に対して、一人住まい、老人、世帯への啓発を地域と行政が一体となり取り組む必要がある。</p>	<p>郡山小学校区に校区公民館が整備されたが、住民はどの施設があるのかよく分かっていない面がある。校区内の方なら誰でも無料で利用できる、コピー機も備えている非常ありがたい施設だと思おうので、利用についてももっとPRをしてほしい。</p>
4	<p>小学校及び中学校がP.T.Aと一体となっているが、危険箇所を把握しているのは、危険箇所改修が必要なのは、地域や行政と協働して対策をとってほしい。</p>	<p>高齢者クラブでも、通学路で生徒たちへの声掛け活動に取り組む必要性を感じているが、現時点では、いくつかの地域で高齢者クラブの解散や役員のなり手不足など、高齢者クラブの活力の低下が問題となっている。</p>	<p>都市公園リフレッシュ事業に含まれる「喜入の森 案内板設置」について、その表記については日本語のみか、英文も併記されるのか。また、喜入地域にある案内板について、日本語・英文併記した案内板を設置することが必要ではないか。</p>	<p>総合病院が遠い松元地域においては、救急救命士の配置を図る必要がある。</p>	<p>郡山地域は非常に水のきれいなところなので、水道のカルキは鹿児島市の基準ではなく、入れる量を削減して欲しい。</p>
5	<p>合併後、新たに消防団員となった人たちに制服が支給されていない。早急に支給してもらいたい。</p>	<p>あいご会では、小中学校単位で配布している危険区域マップで危険箇所を把握している。今後は、通学路で草が生い茂っている場所についての対応など、地域住民でも取り組みないか話をしていけば、通学路の安全性が向上すると思う。</p>	<p>生見海水浴場の整備について、県との協議は必要な事項であると思うが、ぜひ市としてもプロジェクトみたいなものをつくって取り組んでいただきたい。</p>	<p>松元は霧の発生が多く、松元・C入り口付近は視界が悪くなるので、事故防止のための道路照明灯を設置する必要がある。</p>	<p>自治会連合会の活動計画に「各種団体との意見交換(1回)」が盛り込まれており、非常に喜ばしいことだと感じているが、もう少し回数を増やしていただきたい。</p>
6	<p>緊急時に、防災行政無線からキーンという耳を突き刺すような高い音が流れる。調査してもらいたい。</p>	<p>商工会では、現在ボランティアで空き缶拾いを行っているが、地権者の了解があれば草刈作業も対応できるので商工会の事務局に連絡していただきたい。</p>	<p>平成17年度に開催した「つわぶきコンサート」について18年度も予算措置がされているが、このようなコンサートができるような文化センター的な施設を喜入地域に整備していただきたい。</p>	<p>犯罪を未然に防ぎ、子供の安全を確保するため防犯カメラの設置が必要である。また、ソフト面として校区公民館など、地域で防犯組織を育成し防犯パトロール隊などで対応する必要がある。</p>	<p>自治会連合会においては、自治会長の研修視察等を実施されているようであるが、折角勉強されたことを、機会を捉えて地域住民にも知らせていただきたい。</p>
7	<p>子ども達の登下校時に地域のボランティアの人達が中心となっている。この活動を長くしかも充実した活動にするために他の地域の人達と情報交換や連携を取ってほしい。</p>	<p>行政に要請するものは要請していき、校区、地域公民館、PTAなど、この会議としては、やはり自分たちでできる分野はなるべく自分達でお互いにやっつけていきたい。</p>	<p>消費生活センターの相談窓口が、必要を迫られる17時以降や、土・日・曜日は対応がされていないので、窓口の時間を考慮して行く必要がある。</p>	<p>犯罪生活センターの相談窓口が、必要を迫られる17時以降や、土・日・曜日は対応がされていないので、窓口の時間を考慮して行く必要がある。</p>	<p>地域まちづくり会議に臨むに当たって、自分たちも準備期間が必要なので、会議資料の送付は、もっと早めにお願いたい。</p>
8		<p>地域住民で毎月1回一斉清掃を実施しており、空き缶や雑草には対応できるが、茂ったカヤの刈り込みや樹木の枝切りとなると、勝手にには行えないので、地域住民では対応が難しい。</p>		<p>悪徳法善に対処するわかりやすい情報提供や情報交換が必要で、対応の仕方についても地域と一体となり通報する必要がある。</p>	<p>地域まちづくり会議が年度末に取りまとめをするのは構わないが、次年度の予算に反映すべき事項については、もっと早い段階での取りまとめが必要ではないか。</p>
9		<p>通学路に限らず農道でも同様だが、地域住民で樹木の枝を切るとうとした場合に一番問題となるのは地権者の了解を得ることである。</p>			<p>地域まちづくり会議の前に発言したい項目や協議して欲しい項目、欲しい情報等を事務局へ示すことは、効率的な会議運営に有効な方法であり、積極的に提示してほしい。</p>

平成18年第1回地域まちづくり会議概要

区分	吉田地域まちづくり会議	桜島地域まちづくり会議	喜入地域まちづくり会議	松元地域まちづくり会議	郡山地域まちづくり会議
10		桜島の恐竜公園下の防空壕跡の中には、知覧の特攻基地に匹敵するほど戦争遺産としての価値が非常に高いものもあると思うので、安全面からただ単に塞いで終わるのではなく、教育等の面からの活用方法を考えてほしい。			今後の地域まちづくり会議において、こみや子ども安全対策について論議したい。
11		学校教育の中で郷土教育の充実を図ってほしい。旧桜島町が作成した副読本「わたしたちの桜島町」を使用して、あるいは、新たに作成して、郷土桜島の歴史について、桜島の生徒たちにしっかりと伝えてほしい。			地域まちづくり会議は、委員の中だけでなく、いろいろな各種団体等の意見も聞きながら進めていけば、より深い議論、提言ができるのではないかと。
12		最近、全国から多くの観光客が長瀬剛コンサート跡地(赤水採石場跡地)を訪れてくるが、場所を尋ねてくる人が多いので、分かりやすい案内看板を設置するなど対策が必要である。			昨年最後の地域まちづくり会議で、「意見の言いっ放しで掘り下げが足りないので、分科会形式のような取り組みができないものか。」と提起したが、今後の会議の進め方の説明の中で、「できるだけ委員間の意見交換に時間を割きたい。」という趣旨のことが入っており、是非そのようにしていただきたい。
13		地域の人が気軽に集える「まちの駅」を作りたいという活動をしているが、鹿児島市とも協働しながら取り組んでいきたい。			地域まちづくり会議で出された意見等の中で実現したものなど、この会の成果的なものを地域のの方々に示す手段はないものか。
14		合併前、婦人会が行っていたフェリーターミナルでの湯茶接待は観光客にも非常に好評であった。ぜひ復活させていただきたいと思う。			

1. テーマ(案)

テーマ(案)	概要
【観光・コンベンション】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○プロモーション ○グリーン・ツーリズムの推進 ○地域資源の活用
【農林水産業】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手の育成 ○経営の安定 ○特産物振興
【商工業】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街振興 ○工業・地場産業 ○雇用環境
【交通ネットワーク】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○広域交通体系 ○市内交通体系 ○交通事業
【教育】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育 ○生涯学習 ○文化振興
【福祉】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉 ○高齢社会 ○子育て
【コミュニティ】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の促進 ○コミュニティ施設の整備 ○市民協働によるまちづくりの推進
【その他】	

2. スケジュール(案)

年度	開催回数(予定)	開催時期	主要議題
18	(全5回)		
	第7回	H.18.5.23	○委嘱状交付 ○正副会長選出 ○平成16年度・17年度の開催経過(報告) ○今後の会議運営について ○前回会議における意見等の検討状況 ○平成18年度予算(報告)
	第8回	H.18.7頃	○前回会議における意見等の検討状況 ○地域まちづくり会議における意見等の検討状況について(全市的な事項) ○テーマ等協議
	第9回	H.18.9頃	○前回会議における意見等の検討状況 ○地域まちづくり会議における意見等の検討状況について(全市的な事項) ○テーマ等協議
	第10回	H.18.11頃	○前回会議における意見等の検討状況 ○地域まちづくり会議における意見等の検討状況について(全市的な事項) ○テーマ等協議
	第11回	H.19.1頃	○前回会議における意見等の検討状況 ○地域まちづくり会議における意見等の検討状況について(全市的な事項) ○テーマ等協議
19	(全5回) 12～16回		○前回会議における意見等の検討状況 ○平成19年度予算(報告) ○テーマ等協議

※注1 行政当局からの議題がある場合は、追加される場合があります。

※注2 議題については、前回の会議で次回の会議の議題を確認します。